

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。早いもので、もう師走となりました。個人事業者の皆様は事業年度の締めもあり、慌ただしい時期が続きますが、体調など気を付けてお過ごしください。
 今回のかわら版では、電子帳簿保存制度についてまとめましたので、是非お役立てください。

電子帳簿保存制度とは？

電子帳簿保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、次の3つに区分されています。

- ・ 電子帳簿等保存（会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿・書類） → 希望者のみ
- ・ スキャナ保存（紙で受け取った書類） → 希望者のみ
- ・ 電子取引データ保存（電子メール等で授受した書類） → 必須（全事業者が対象です！）

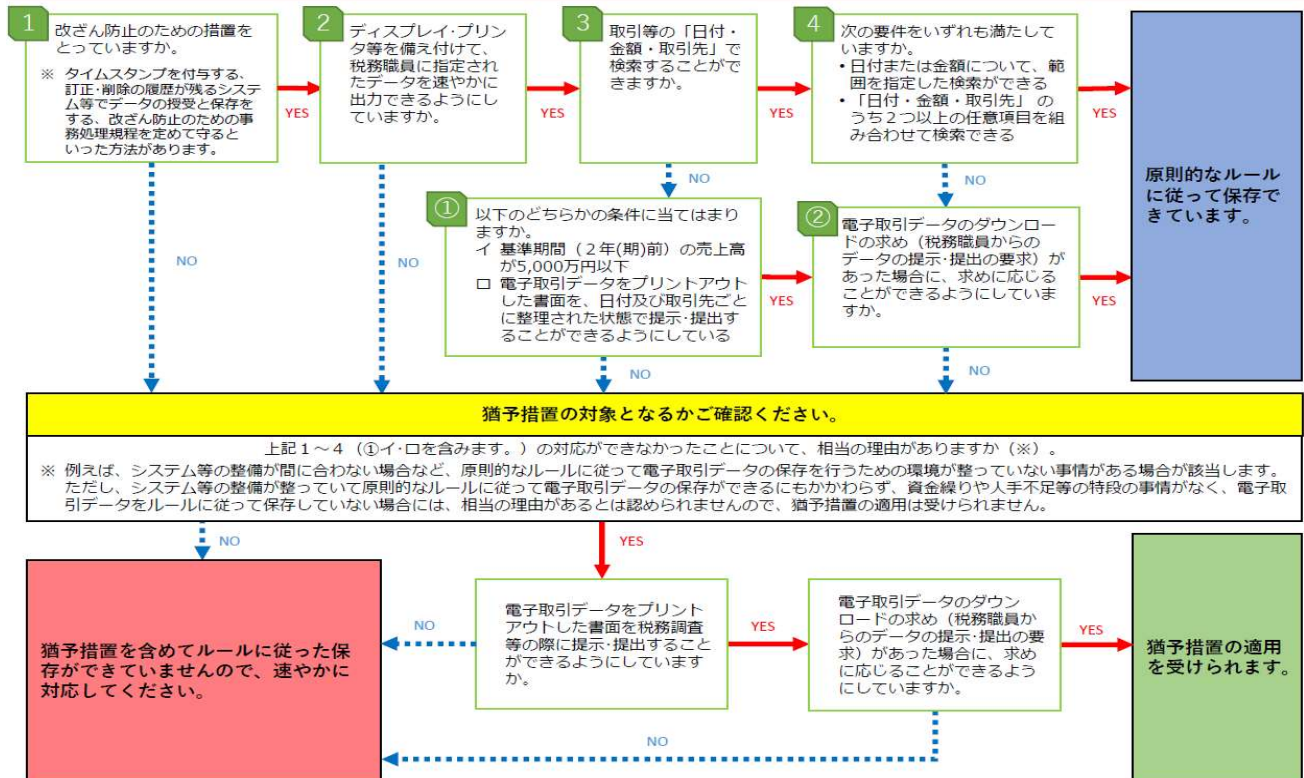
◎全事業者が対象となる「電子取引」データの保存方法は？

令和6年1月からは電子メール等でやりとりした取引データを消さずに保存する必要があります。データの保存にあたり次の要件を満たしてください。

- ① タイムスタンプの付与、訂正等の履歴が残るシステムでの保存、
 又は改ざん防止のための事務処理規定の制定・遵守
- ② ディスプレイ・操作説明書等の備付け
- ③ 検索要件の充足（日付、金額、取引先などによる検索を可能にする）

なお、保存要件の猶予措置もございますので、下図のフローチャートをご活用ください。

電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



参考資料 国税庁：電子取引データの保存方法をご確認ください(令和5年7月)

詳しいことをお聞きになりたい際は、
 お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350